

日本国際問題研究所公開ウェビナー

島根県隠岐における竹島返還運動の始まり
—『島根県地方紙における「竹島報道」
悉皆調査報告書』の編さんを通じて—



2023年10月13日
舩杉力修
(島根大学法文学部教授
・歴史地理学)

※担当者の許可なく、資料の引用は堅くお断りします。
※内容は、個人の見解であり、日本国際問題研究所の見解ではありません。

はじめに

竹島は、江戸時代には幕府の許可のもと、わが国が経済活動を行い、明治38(1905)年1月には、近代国際法上の形式に則り、閣議決定によって、島根県の所属、隠岐島司の所管となりました。戦後の占領期には、暫定的にわが国の行政権の区域から外されたものの、サンフランシスコ平和条約ではわが国の領土であることが確認されました。しかしながら、昭和27(1952)年1月に韓国側は竹島を李承晩ラインのなかに取り込み、昭和29(1954)年から事実上不法占拠を続け、現在領海12海里内にはわが国の船は近づけなくなっています。

日本国際問題研究所では、戦後の竹島問題の動向を押さえるため、昭和20(1945)年から昭和34(1959)年まで、地元紙(現在山陰中央新報)で竹島及びその関連記事の悉皆調査を行い、昨年12月に報告書3冊を刊行しました。**その結果、行政文書では残っていない、新事実が多く判明しました。**

本ウェビナーでは、新聞悉皆記事報告書の研究成果のうち、竹島の地元である、島根県隠岐で戦後どのように竹島返還運動が始まったかについて発表します。



2023年7月8日 島根大学公開講座「竹島研究の最前線(5)」(戦後の竹島)
第1回:「地元新聞記事に記された李ライン拿捕・抑留の状況」
升田優 島根県竹島問題研究顧問 →現在オンデマンドで配信中(有料)

返還運動の始まり～根室町長（当時）の陳情

北方領土を自分達の手に取り戻そうと、返還要求の声が上がったのは、昭和20年(1945)の終戦後間もない頃からです。

当時の安藤石典根室町長は、北方領土からの引揚者の援護に全力をあげるかたわら、昭和20年(1945)12月、連合軍最高司令官マッカーサー元帥に北方領土返還の陳情書を送りました。これが北方領土返還運動の始まりとされています。

そして、その翌年(1946)には、元島民や根室町民らの手によって、安藤町長を会長とする「北海道付属島嶼復帰懇請委員会」という組織が立ち上げられました。

それ以後、この組織が母体となって北方領土返還運動が進められることになり、この委員会では昭和21年(1946)と昭和22年(1947)にマッカーサー元帥に対し、北方領土のソ連占領を解除してほしいことを訴えたとされています。

■北方領土返還運動の始まり

第二次世界大戦が終わった直後の昭和20年(1945)12月、当時の根室町(現在の根室市)の安藤町長は、連合軍最高司令官マッカーサー元帥に北方領土返還の陳情書を送りました。これが北方領土返還運動の始まりとされています。



左...安藤石典根室町長～明治19年(1886)～昭和30年(1955)、鳥取県生まれ。北海道で警察署長など歴任した後、昭和5年(1930)に根室町長に就任。戦後は北方領土からの引揚者援護に全力をあげるとともに、北方領土返還要求運動にも本格的に取り組み、返還運動の基礎を築きました。右...安藤町長がマッカーサー元帥に送った陳情書。

「北方領土の返還運動の始まりー根室町長(当時)の陳情ー」

(北海道別海町ホームページ)

※北方領土では、地元根室の動きが返還運動の原点となっている

※安藤石典(いしすけ)

鳥取県倉吉市出身

北方領土問題と領土返還要求運動の父と呼ばれている

(参考)明治37(1904)年9月政府へ竹島の領土編入願を出した隠岐の中井養三郎も倉吉市出身

隠岐諸島

久見

島後

旧五箇村

西郷

浦郷

島前

国土地理院地図



戦後直後の竹島の主な動き

- 昭和21(1946)年1月: SCAPIN-677により竹島の施政権が暫定的に停止
 - 昭和21(1946)年6月: SCAPIN-1033によりマッカーサー・ラインが改訂、竹島及び周辺海域での漁業活動が制限される
-
- 昭和26(1951)年8月: 米国ラスク国務次官補から韓国大使に宛てたラスク書簡で、「竹島が韓国の一部として扱われたことは一度もなく、1905年頃から日本の島根県隠岐島庁の管轄下にある」とする
 - 昭和26(1951)年9月: サンフランシスコ平和条約で竹島は日本が放棄すべき領土に明記されず(1952年4月発効) →国際法上竹島は日本領とされる
 - 昭和27(1952)年1月: 韓国政府が李承晩ラインを宣言、竹島を自国側の海域へ
 - 昭和28(1953)年3月、日米合同委員会、米軍が竹島を演習場として使用しなくなったので、施設区域のリストから削除することを正式に決定
 - 昭和28(1953)年6月: 島根県、隠岐の3名と隠岐島漁連に竹島の漁業権を許可 = 現在でも島根県は隠岐島漁連には竹島の共同漁業権を許可
 - 昭和28(1953)年7月: 韓国の独島義勇守備隊が海上保安庁巡視船へ発砲
 - 昭和29(1954)年5月: 隠岐の久見漁業協同組合が竹島で漁業 = 最後の漁業
 - 昭和29(1954)年9月: 韓国政府、竹島に無人灯台を設置 = 不法占拠を開始

戦前・戦後の竹島の動き(島根県・隠岐)

- 昭和15(1940)年8月: 島根県から海軍用地(舞鶴鎮守府)へ引き継ぐ
 - 昭和16(1941)年、隠岐の3名(五箇村久見の八幡長四郎・池田幸市・橋岡忠重)が許可されていた、竹島のアシカ漁業はこの年で中断
 - ※ただし、島根県から漁業許可を受けていない、鬱陵島在住の奥村亮(島根県出身)による竹島での磯漁業は昭和20(1945)年まで行われた
 - 昭和16(1941)年11月、舞鶴鎮守府司令長官、隠岐の八幡長四郎に対して竹島の使用を許可(昭和20(1945)年3月31日まで) ※昭和16(1941)年2月出願
 - 昭和18(1943)年11月、島根県、隠岐の八幡長四郎ほか2名に竹島のアシカ漁業を許可(昭和23(1948)年11月まで)
 - 昭和20(1945)年11月、海軍から大蔵省の所管へ = 現在、財務省中国財務局の所管
-
- 昭和26(1951)年4月、旧五箇村久見の浜田正太郎の第三伊勢丸が竹島へ漂着し、数十人の韓国漁夫が操業中であることが同年9月新聞各紙で報道された
 - 昭和26(1951)年8月、サンフランシスコ講和会議を前に、平和条約での竹島の扱いが注目され、外務省は竹島が日本の領土であることは明瞭であるとの見解を発表したことから、竹島の帰属問題が一般に関心を集めることとなった
- 昭和20(1945)年と昭和26(1951)年の間は空白期間で、地元の島根県や隠岐で竹島に対してどのような動きがあったかはこれまで不明であった。

忘れられた竹島再び漁場に

無盡蔵なアシカとりの日も近い

隠岐の北端竹島が再び漁場としてクローズアップされ、アシカとりなどが計画されている。五箇村大字久見段八幡長四郎(右)同土建業橋岡忠市(左)同池田好二(右)の三氏は西郷町中井養三郎氏のもとを

継いで同島の漁業権を継得、大正十五年から昭和十六年まで毎年出漁し海草や貝類、それに珍獣アシカを生捕りして大阪天王寺、宝塚などの公園のほか木下、矢野サーカスへも賣り込んでいたところ終

戦後は放棄の形となっていたが、をまたま本紙で隠岐所属のものであることがはつきりしたので橋岡氏は近く出願、漁業の手続などについて打合せることになった。なお同島は五箇村大字久見から五十里の海上にあり二つの大きな島と七十の小島からなる無人島でアシカ

のほかアワビ、ササエ、和布など無盡蔵にある、橋岡氏談

竹島については終戦以来自分だけでなく五箇村民の大部分が日本の領土ではなくなつたものと考えていた、ところがこの間島根新聞で島の北端として掲載されたので再び漁業を思いついた。あそこは三十七度十分の線なので大丈夫許可になるものと思つ(西郷)

昭和23(1948)年8月25日 島根新聞2面

「忘れられた竹島再び漁場に 無盡蔵なアシカとりの日も近い」

昭和23(1948)年8月25日 島根新聞2面 「忘れられた竹島再び漁場に 無尽蔵なアシカとりの日も近い」①

- 五箇村大字久見の農業八幡長四郎(70)、同土建業橋岡忠市(40)(=忠重)、同池田好一(54)(=幸市)の3名が、西郷町の中井養三郎から竹島の漁業権を獲得し、昭和16(1941)年まで漁業をしていたとし、「終戦後は放棄の形になっていたが、たまたま本紙で隠岐所属のものであることがはっきりしたので橋岡氏は近く出県、漁業の手續などに打合せることになった」とある。
- 正確にいえば、竹島は放棄したわけではなく、昭和21(1946)年1月のSCAPIN-677により竹島の施政権が暫定的に停止されたこと、昭和21(1946)年6月のSCAPIN-1033によりマッカーサー・ラインが改訂され、竹島及びその周辺12海里(後の昭和24(1949)年9月の改訂で3海里となる)に日本漁船は接近することができなくなったことを指す。実際前者では、「本指令はポツダム宣言第8条にかかげられた付属島嶼についての最終決定とは何ら関係はない」とし、後者では「当該区域又はその他の如何なる区域に関しても国家統治権、国境線又は漁業権についての最終決定に関する連合国の政策の表明ではない」と明確に記している。

小笠原・千島列島等 北緯卅度以南除外

日本領域を指定 司令部命令

【聯合軍司令部軍令部報知官二日午後四時半發表】司令部は二日日本政府に對し日本國外にある地域に對して政治及び行政上の權限を振ふことを中止すべき命令と共にと共に日本の版圖を北海道、本州、九州、四國及び約一千に上る付屬島嶼と提議した。司令部はこの命令において聯合軍司令部の許可なき限り日本政府が日本國外にある官公吏その他と通信することを廢した、これは豫め許可された海軍關係の通信及び天氣豫報に關する日常の業務を除きあらゆる目的のためにする通信に對して適用される司令部スポークスマンは日本の版圖のなかに包含される地域は司令部の管轄地域と一致すると聲明してゐる、日本領域として特に指定せられた島嶼には對馬列島及び北緯三十度以北の琉球、兩西列島（但しロン島を除く）を含んでゐる

本領域として特に指定せられた島嶼には對馬列島及び北緯三十度以北の琉球、兩西列島（但しロン島を除く）を含んでゐる

A、豐後島、竹ノ島及び淡州島

B、北緯三十度以南の琉球列島（但しロン島を含む）伊豆南方、小笠原及び火山（硫黃）列島其他外邊の太平洋諸島（大東島群、沖ノ島島、南島島中ノ島島を含む）
C、千島列島、マホマイ群島（水晶島、再留島、秋勇島、オヒベツ島、多葉島を含む）色丹島

なほ指令によれば日本政府の管轄より除外された地域には前大戦以來日本が奪取又は委任統治制其他によつて占領した一切の太平洋諸島及び南洋、朝鮮、朝鮮及び樺太が含まれてゐる、更に司令部は「本指令はボツタム宣言第八條に掲げられた任務に對してこの最終決定とはならぬ（保はなす）」

「本指令はボツタム宣言第八條に掲げられた任務に對してこの最終決定とはならぬ（保はなす）」
「本指令はボツタム宣言第八條に掲げられた任務に對してこの最終決定とはならぬ（保はなす）」
「本指令はボツタム宣言第八條に掲げられた任務に對してこの最終決定とはならぬ（保はなす）」

※竹ノ島
※地図がない

昭和21(1946)年2月4日 島根新聞1面
「小笠原・千島列島等 北緯卅度以南除外 日本領域を指定 司令部命令」
→記事の見出しだけをみると、一般の読者は、日本の領域の最終決定であると誤解を生じた可能性がある。

漁区擴大許可

〔海外局発表〕 總司令部は廿五日 日本政府に対し食糧危機打開のため日本の漁業區域を昨冬期の二倍 以上に擴大することを正式に許可 した

漁区擴大指令要旨

〔海外局発表〕 總司令部は日本の漁業區域を従 來の二倍以上に 擴大することを

許可したが、この漁業區域には現在他國船は一切出漁してゐない、 今回の漁区擴大は既に六月十二日の對日理事會においてソ聯、中國、英聯邦が何れも賛成したものである、 指令要旨左の通り

- 一、現在の漁区を中心に東方へ大擴張し、東を南方及び西方へもかなりの擴張を許す、漁獲高は今後一ヶ月當り三千噸乃至五千噸増加のほす、
- 一、特定の日本漁船に對し東支

那海の西南部へ出漁を許す

- 一、漁区の擴大はその區域はその區域または他の區域において將來日本の國籍範圍、國籍または漁業活動を定める際の聯合國の政策とは何ら關係しない、今回擴張された漁区内では日本の漁船は如何なる島にも十二哩以内へ近づいてはならない、また漁船の乗組員は北緯三十度以南の島へ上陸したり島の住民と連絡したりしてはならない、(この何れの場合も伊豆列島南端にあるシーフイワは除く)

一、日本漁船及び乗組員は日本の海竹島の十二哩以内へ近づいたりまた竹島と連絡したりしてはならない

一、今回の漁区擴大許可は將來の漁区擴張に當り先例となるものではない

南極捕鯨不振

「オスロ 二十三日發ロイター」共同「本年度の南極捕鯨は極地一帯の悪天候と鯨が棲せて小さいため業者を失墜させてゐる、戦時中捕鯨が禁止されてゐたため期待は大きかつた

昭和21(1946)年6月26日 島根新聞1面 「漁区拡大許可 漁区拡張指令要旨」
→昭和21(1946)年7月26日、島根県、島根県漁業取締規則から竹島とそのアシカ漁業に関する項目を削除

※竹島の経緯度が書かれていない
※地図がない

昭和23(1948)年8月25日 島根新聞2面 「忘れられた竹島再び漁場に 無尽蔵なアシカとりの日も近い」②

- 橋岡の談話として、「竹島については終戦以来自分だけでなく五箇村民の大部分が日本の領土ではなくなったものと考えていた。ところがこの間島根新聞で県の北端として掲載されたので再び漁業を思いついた。あそこは三十七度十分の線なので大丈夫許可になるものと思う」とある。
- 竹島の緯度については、この記事でも昭和12(1937)年の『島根県統計書』でも、北緯37度10分としていた。しかしながら、昭和21(1946)年6月22日改訂のマッカーサーラインの指令では「37度15分 東経131度53分にある竹島から12海里以内に近づいてはならず、又この島との一切の接触は許されない」とあることから、橋岡も島根新聞も島根県も当時竹島の正確な緯度を認識していなかったことを示している。
- ただし、前記の指令についての報道にあたる、昭和21(1946)年6月26日島根新聞記事「漁区拡大許可」では竹島の経緯度を記していないこと(また、行政からマッカーサーラインでは竹島の位置が北緯37度15分と知らされていた可能性もある)から、当時こうした誤解が生じたのも無理はないといえる。
- 重要なことは竹島の位置を間違っ認識していたことではなく、①の記事で、竹島が島根県の北端と記載されていたことが、橋岡らが竹島でのアシカ漁業の復活を決める大きな契機となり、県庁へ出向いて、竹島の漁業の手続など打ち合わせるようになったことである。すなわち、島根新聞の記事によって、地元隠岐での竹島返還運動が始まることになったといえる。

●昭和23(1948)年8月以降の竹島の状況を記した新史料の発見(2018年9月)
 =西郷の地主で資産家の奥村亀右衛門の史料(個人所蔵)の調査(隠岐の島町)

年月日	摘要	収入	支出	残高
23 10/1	竹島の採掘	7,700 55		
2	貸金		100	
2	八幡長四郎氏 松江行 旅費 補助		500	7,190 55
2	不送		350	6,840 55
4	昭和三十二年 税金		4,500	
5	高松市 税金	5,000		
5	高松市 税金 昭和32年 10月		3,000	
5	収入印紙		20	
5	高松市 税金 昭和32年 10月		600	
6	高松市 税金 昭和32年 10月		63 20	
7	高松市 税金 昭和32年 10月	69	110	
7	高松市 税金 昭和32年 10月	1,500		
7	高松市 税金 昭和32年 10月		250	
7	八幡長四郎氏 松江行 旅費 補助		500	
8	高松市 税金 昭和32年 10月		20	
8	高松市 税金 昭和32年 10月		200	
9	高松市 税金 昭和32年 10月		77	
9	高松市 税金 昭和32年 10月	14,322 55	9,437 85	4,884 70

「奥村家出納簿」
 (隠岐の島町個人所蔵)
 ※昭和14(1934)年から
 竹島のアシカ漁業の経営に
 関与

昭和23(1948)年10月7日
 「八幡長四郎氏 松江行 旅費 補助
 ランコ島 運動の為 支出500」
 ※「松江行」とは島根県庁へ行くことを
 指し、竹島のアシカ漁業権について
 運動を行うために言ったと考えられる

※当時の隠岐汽船の運賃
 (隠岐一境港): 182円

一八第 參四五號

住所 隱岐郡 五箇村 谷久見

氏名 八幡長四郎

海 馬 漁業鑑札

昭和拾八年拾月拾貳日

島根縣

許可事項

一、漁場 竹島 周圍

一、漁獲物ノ種類 海膽

一、漁業時期 自二月一日 至十一月三十日

一、船舶ノ種類 及 隻數 釣船 十隻 神福丸 志隻 一三隻 三九馬力 指川丸

一、從業者ノ員數 八人

一、許可期間 自昭和十八年十一月十一日 至昭和二十三年十一月三十日

一、條件又ハ制限

注意 漁業ニ従事スルトキハ本鑑札ヲ携帯スベシ

竹島でのアシカ漁業鑑札(コピー) 昭和18(1943)年11月12日

※島根県が隠岐の八幡長四郎ほか2名へ許可

→許可期間が昭和23(1948)年11月30日まで→島根県へ漁業許可の延長を申請

→島根県は、マッカーサーラインにより、申請を却下したと考えられる

嘆願書

竹島漁場は中井代が法的に権利を獲得する迄既に我々三家の先祖が代々継続的に漁漁し。一町中井代の権利を得られたるも、数年に於て我々三家に其の権利を譲らざればならぬ結果となり。我々は正式に漁業権獲得迄終戦迄権利を確保し市業を有効に維持して参りました事は報告書にも詳述して参ります。

しかるに不幸にして終戦と同時に同島は日本領土と離れ従つて我々の有する権利も抛棄の止むべきに至つた次第でありました。幸諸和條約締結と共に再び日本領土に編入されたとの快報を耳にして欣喜致しておりました。當時無国籍の孤島である竹島が中井代の努力により容易に當五面村大字久見領に編入せられた事も、地理に依りば少くも、既に我々の祖先の生命と賭して竹島の漁場を竹島と譲り竹島と譲りて来た市業に依りては、大なるものがある事と信じます。

この竹島が再び漁業権問題により再び其の注視と浴びるに至る今日。

我々の昭和十五年太平洋戦争勃發迄代々血と汗を以て開墾して尚家産を傳へて来た権利を獲得して愛護して来た竹島に對する愛着は今も尚いさかしも日に著るといふはありません。今は故人のありハ幡長四郎が昭和十四年死する際まで「三家代々受け継ぎ来た竹島の漁業が再び日本人の手に還る時が来たなら必ず残る者の手で竹島を濫獲から護る為漁業権を獲得して貰ふたい。其の際には要があるかも知れぬと田舎者の一切の重荷は金庫の中に保管してあるから使用するに依りて遣言して身罷りたが、この市業は我々の心づき一筋を以て踏襲して参るものと考へます。

且つ又久見港より五十数里と距り、近在する無人の孤島にお掛りて特殊な方法で海鱸を生捕る事はそこに多年の経験と技術と要するもの多かりし繁殖とされた。適量の捕獲の感と必要とする漁務の特殊性と報告書に記述致しました。な我々三家と竹島との至緯と御配慮の上、竹島漁業権に關する御詮議の際には、特別の御許可を賜りまして我々三家が終戦までの経験と以て、再び太平洋戦争出参する御許可下さります事お祈り申し上げます。

昭和26(1951)年10月に書かれたとみられる橋岡忠重から島根県水産部へ提出された嘆願書

- 「今は故人である八幡長四郎は昭和二十四年死亡する間際まで「三家代々亨け次いで来た竹島の漁業が再び日本人の手に還へる時が来たなら必ず残る者の手で竹島を濫獲から護る為漁業権を獲得して貰ひたい」と遺言したとある。
 - これは、昭和26(1951)年9月の平和条約調印前から、三氏(橋岡・八幡・池田)は竹島のアシカ漁業の再開のため、島根県へ働きかけていたことを示している。
 - 長年の隠岐の島町での聞き取り・史料調査で、三氏が竹島のアシカ漁業の権利を有し、戦前の竹島のアシカ漁業の具体像を聞くことができたが、戦後の空白期の状況については史料がなく、証言を聞くこともできなかった。
 - こうした事実は、国際法上の意味があるわけではないものの、占領下であっても、この三氏が竹島のアシカ漁業の再開のために汗をかいており、それが昭和28(1953)年6月島根県から久見の三氏及び隠岐島漁連への竹島の漁業許可、そして戦後最後の竹島の漁業となった昭和29(1954)年5月の久見漁業協同組合による竹島での試験操業につながったといえる。
- 点と点がつながり、戦後の隠岐での竹島の返還運動の始まり、原点を確認

竹島のアシカ狩り

早くも復活を出願

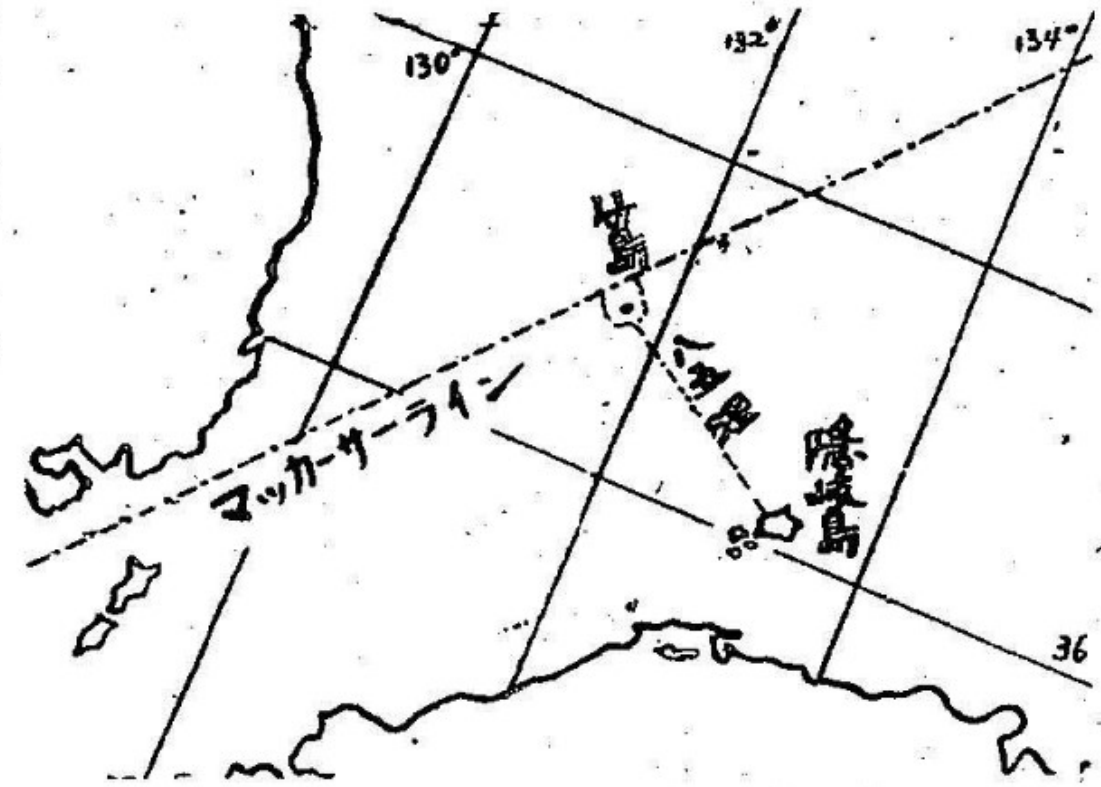


松江入りに活躍した漁師の中井養三郎氏

竹島のアシカ狩りは、戦前には盛況を極めた。戦後、島根県水産部は、竹島を保護区として、アシカの捕獲を禁止した。しかし、漁師たちは、竹島のアシカを求めて、毎年、竹島に上陸し、アシカを捕獲している。...

戦後うんと繁殖か 人獣 争闘 すさまじい捕獲方法

島根県水産部は、竹島を保護区として、アシカの捕獲を禁止した。しかし、漁師たちは、竹島のアシカを求めて、毎年、竹島に上陸し、アシカを捕獲している。...



そして終戦後五年半、一隻の小舟も一人の漁師も同島に近寄らぬため隠岐島周辺にもアシカの回遊がふえてきたので同島のアシカはうんと繁殖しているものと想像されている、そこで中井養一氏は講和後を待ちきれず昨年からは県水産部を通じてアシカの捕獲許可申請を総司令部へ提出、再三陳情しているが同氏のほかにも五箇村橋岡忠重氏ほか一名が同島を中心とする魚介類採取漁業の復活陳情した

●松江市の中井養一は、昭和25(1950)年から島根県水産部を通じて、アシカの捕獲許可申請を総司令部へ提出、再三陳情
●五箇村の橋岡忠重ほか1名が竹島の魚介類採取漁業の復活陳情をした。※アシカ漁業と考えられる →いずれも却下



竹島のアシカ狩りは、戦前には盛況を極めた。戦後、島根県水産部は、竹島を保護区として、アシカの捕獲を禁止した。...

昭和26(1951)年3月8日島根新聞3面「竹島のアシカ狩り 早くも復活を出願」※中井養三郎の長男養一の証言を中心に掲載

早くもねらうアシカ漁 講和で開く竹島の門戸



4・ライオン嶺上にある日本海の孤島竹島(隠岐五箇村所屬)は講和条約の締結とともに漁獲が許され、アシカや漁獲の宝庫とされているこの島が大きくクローブアップされてきたが、早くも島根県水産課に東京都在住(隠岐五箇村出身)中井甚三郎氏は締結後のアシカ捕獲許可申請を出しており、同様では二十三日隠岐省に本県海産物漁業規則の一部改正を行ってアシカ捕獲が出来るよう許可申請を出すとともに通知直後、この島へ捕獲状況調査船団の派遣を計画中である。

捕獲許可の申請第一号

縣でも調査船団を計画

無盡藏の漁場

23町歩の無人島「竹島」

竹島は北緯三十七度、東経百三十一度五十三分の日本海上に位置し隠岐島から二百二十キロ、わずかに面積二十町歩で一木一草とでもなく、沿岸すべりもなく断崖絶壁の無人島である。付近一帯は鯨、シヤチ、イルカ、フカ、イワシ、サバ、マダロ、ワカメ、ノリなど無尽藏ともいわれる漁場であるだけでなく、四月末ごろになると朝鮮北海岸、沿海州、樺太、千島から小魚の群る潮風に乗って約

パチンコ玉進呈に横やり

出雲市の業者が申入れ

最近出雲市のパチンコ業は物すごく近いうちには市内に十五軒のパチンコ屋が客引き競争を演ずることになるが、この競争に第一弾を放つものとして美味を引いていた映画館入場者にパチンコ玉をサビビスするという方法はその前日に

竹島の遠望

昭和27(1952)年4月25日3面

山陰新報

「早くもねらうアシカ漁 講和で開く竹島の門戸 捕獲許可の申請第一号」

※東京都在住の中井甚二郎(養三郎の次男)が講和条約発効後の昭和27(1952)年4月、島根県水産課へ第一号の竹島のアシカ捕獲許可申請を提出した

※五箇村久見の八幡数馬・池田邦幸・橋岡忠重の3名は、昭和27(1952)年5月7日漁業許可願を申請
=昭和4(1929)年1月、西郷町の中井養一(養三郎の長男)、竹島のアシカ漁業権を、五箇村久見の八幡長四郎へ売却 →申請は不許可

昭和25(1950)年2月2日2面
「高まる「竹島出漁」の声
浦郷の漁業者が近く許可
願ひ」

※島後の竹島関係者だけでなく、島前の漁業者も出漁を検討

※竹島でのアシカ漁ではなく、周辺海域でのイカ、サバ、サンマ、竹島でのアワビなどを検討。許可申請をしたかは不明。

※昭和28(1953)年6月、島根県、隠岐島漁連へ竹島の共同漁業権を許可

高まる「竹島出漁」の声

浦郷の漁業者が近く許可願ひ

最近隠岐浦郷町漁業者間に遠く竹島(隠岐と朝鮮鬱陵島との中間位)への出漁の声が盛りあがっている、現在隠岐方面の漁獲の七、八割を占めるイカ漁は十五年間位交互の周期的となつており今後二、三年で再び中絶するかも知れないのでイカ漁のみに頼るのを不安とする念が特に漁業を本業とする同町に強く、新漁場として竹島に注目し出したもので近く関係筋へ陳情書を出すことになった、右につき坂本同町漁協組合長は語る(浦郷)

同島まで十二時間位を要するがイカ、サバ、サンマ、アワ

ビなどが獲れるはずで許可になれば母船を囲む船団で相当日数滞在する様になるだろう今緊急の問題でなく将来に備えるため取り敢えず試験場の試験船の調査が望ましい

大寒も何のその

熱球青空にとどろ、ここ斐伊川の河原では連日の好天にあてがれの白球を追い子供らの春をおう歌している姿がみられる、カーはい打ちふるバツトは風を切つてキラリと光り熱球は砂をかんでテンテンと飛ぶ、シーズンを胸に描いて



※竹島周辺では昭和10(1935)年から昭和15(1940)年まで試験を実施＝沖合漁場の開発

※昭和13(1938)年5/1～7/26の間の操業回数は14回で、計34日実施された。このうち7月中・下旬の第13、14回は竹島近海の操業で、操業日数は7日であったものの、**漁獲率**(針100本に対する漁獲の割合)はそれぞれ12.1%、13.4%と高く、これは平均漁獲率9.1%よりも高く、また、この2回で、全体の漁獲数の36.1%、売上金額の32.6%を占めたことから、竹島近海が当時サバの好漁場であったことが確認できる。

※昭和10年代から竹島周辺海域がサバの好漁場であったことが知られていた。

「母船式鯖延縄漁場図」＝竹島周辺でサバ延縄漁試験を実施

『島根県水産試験場事業報告 昭和10年度』国会図書館デジタルコレクション

おわりに①

- 新聞悉皆記事報告書により、占領下の昭和23(1948)年8月2日の島根新聞記事が大きな契機となり、隠岐の五箇村久見の橋岡・八幡・池田3氏により、島根県に対して竹島のアシカ漁の許可の申請がなされた。これが、戦後の竹島返還運動の最初の動きであったことが初めて明らかとなった。
- その後、昭和25(1950)年には、松江市在住(以前は隠岐の西郷町在住)の中井養一が、島根県水産部を通じて、竹島のアシカの捕獲許可申請を総司令部へ提出、再三陳情した。さらに五箇村の橋岡忠重ほか1名も竹島の魚介類採取漁業(※アシカ漁と考えられる)の復活陳情を行った。このほか隠岐では占領下の昭和25(1950)年竹島周辺の沖合漁業も検討されていた。
- これらの申請はいずれも却下されたが、昭和26(1951)年9月調印、翌年4月発効の平和条約により竹島が日本領と保持され、同年4月マッカーサーラインの廃止の前から、竹島でのアシカ漁業の再開を島根県や総司令部へ求める動きが地元からあったことが注目される。これらの動きは戦後の竹島返還運動の原点であるといえる。
- 戦後の空白期の状況については史料がなく、これまでの調査で証言を聞くこともできなかった。今後の返還運動は再度原点に立ち返る必要があり、また次世代への継承が必要である。

おわりに②

- 政府、島根県、地元とも、原点を振り返り、今後の竹島の返還運動について再検討すること、また地元が政府が再三再四陳情しているように、北方領土の並みの体制を構築していく必要がある。
- 韓国側が竹島を不法占拠してからすでに今年で69年も経過しているが、最近の日韓会談で竹島問題が議題になることもなく、解決の見通しは全く立っていないのが現状である。
- 今回戦後直後の地元紙を悉皆的に調査した結果、竹島が不法占拠される過程が分かるだけでなく、政府や地元が竹島問題に対してどのように対応してきたかについても具体的に知ることができた。
- 平成の時代で、竹島で漁業をした人はすべて帰らぬ人となった。令和の時代に入り、その子孫も年々数が少なくなり、竹島の記憶は年々確実に消えている。今や地元隠岐でもかつての竹島の漁業を知る人は数えるほどしかいない。
- そうした厳しい状況下で、この資料集を通じて、竹島問題がどのように発生し、戦後の関係者がどのように対応してきたかを知れば、今後の竹島問題解決のための戦略を構築する際に大いに参考になると考えている。
- この資料集を少しでも多くの方に閲覧、活用頂くことにより、竹島問題の理解がより深まり、さらには竹島問題が一刻も早く解決されることを強く望みたい。